

「アフタースクール MiRAi Kids」利用約款

第1条 名称

名称は「アフタースクール MiRAi Kids」(以下「MiRAi Kids」)という。

第2条 目的

当学童保育は、津市内の小学校のうち主に新町小学校・神戸小学校・修成小学校・西が丘小学校・安東小学校・三重大学教育学部附属小学校・南が丘小学校(市内の他の小学校も含む)の児童の放課後、及び日曜・国民の休日を除く学校休業日(春・夏・冬休み等)を指導員の援助のもとに、児童が健康で安全に安心して過ごせる居場所、勉強・課外活動・遊びを充実させるための場所を提供することを目的とする。

第3条 運営

MiRAi Kids の運営は、社会福祉法人ばだいじ福祉会(以下「当法人」という)が行う。

第4条 活動場所

MiRAi Kids の活動場所及び事務所は各スクール、及び MiRAi Kids が指定する場所とする。

第5条 利用約款

この利用約款は、学童保育が提供するサービスを、第8条所定の会員(以下「会員」という。)が利用する場合に適用する。

第6条 本約款の範囲

- 1 MiRAi Kids が、この利用約款本文の他に別途定める各サービスの「総合利用ガイド」、及び別途個別に通知等で規定する各サービスの利用上の決まり、その他の利用条件等の告知(以下、併せて「利用約款等」という。)もこの利用約款の一部を構成する。
- 2 この利用約款本文の定めと利用約款等の定めとが異なる場合には、当該利用約款等の定めが優先して適用されるものとする。

第7条 本約款の変更

- 1 MiRAi Kids は、会員の了承を得ることなく、この利用約款を変更することができるものとする。この場合には、サービスの利用条件は、変更後の利用約款によるものとする。
- 2 変更後の利用約款については、MiRAi Kids が別途定める場合を除いてオンライン上もしくは施設等に表示した時点より効力を発するものとする。
- 3 会員は、利用約款の変更に対し、異議を申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができない。

第8条 会員

会員とは、MiRAi Kids の趣旨に賛同し、本約款等に同意した上で、入会を申し込み、MiRAi Kids が会員として承認した保護者及びその児童をいう。

第9条 保護者会

MiRAi Kids は保護者会を開催しない。ただし、イベント活動などにおいて任意参加の形で保護者からの協力を得ることがある。

第10条 開所日及び開所時間

平日：学校からの下校時刻～18時(最大19時まで対応)
学校休業日(長期休暇等)：8時から18時(延長なし)
詳細は利用約款等に基づくものとする。

第11条 児童の帰宅

児童の帰宅は、保護者が迎えに来ることを義務とする。
児童単独での帰宅は認めない。BKC は、降所後の帰宅時のトラブル等につき、一切の責任と損害賠償義務を免れるものとする。

第12条 入会

- 1 入会を希望する児童の保護者(以下「入会希望者」という。)は、MiRAi Kids に入会申込書を提出する。所定の入会申込書に必要事項を記入、押印した上、MiRAi Kids が定めた必要書類を添えて提出するものとする。
- 2 入会希望者は、入会申し込みに関わる必要事項について真実を記入しなければならないものとし、虚偽の記載をした場合には、MiRAi Kids は、入会を拒否し、入会承認後であっても会員資格を一時停止又は除名できるものとする。
- 3 会員は入会時に食物・薬・動植物等のアレルギー、病気、障がいの有無を申し出る必要があるものとする。申し出をしなかったことにより発生したトラブルや損害については、MiRAi Kids は、一切の責任と損害賠償義務を免れるものとする。

第13条 契約期間・契約更新

契約期間は1年間(年度契約)とする。契約更新については、当事者の一方(MiRAi Kids、または入会者)から、契約期間満了の6ヶ月前迄に更新しない旨の申出がない場合は、同一条件にて1年間の自動更新がなされるものとみなす。

第14条 会員資格の停止・除名

MiRAi Kids は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員資格を一時停止もしくは除名することができるものとする。この場合、会員は、会員に属する日を含むまでの利用料金に未納金がある場合、直ちに完納するものとする。

- 1 本約款等に違反した場合
- 2 料金の支払いを怠った場合
- 3 MiRAi Kids の運営を妨害した場合
- 4 MiRAi Kids の信用を毀損した場合
- 5 MiRAi Kids の財産を侵害した場合
- 6 他の会員の身体、財産、名誉、信用を毀損した場合
- 7 法令、公序良俗に違反し、犯罪に結びつく行為をした場合
- 8 MiRAi Kids の趣旨に著しく反する行為をした場合
- 9 その他、MiRAi Kids の運営に支障があると MiRAi Kids が判断した場合

第15条 入会金

保護者は MiRAi Kids への入会にあたり所定の入会金を支払う。入会金の払込後は理由の如何を問わず返金は行わない。

第16条 会費・その他費用

保護者は MiRAi Kids の利用にあたり、別に定める会費およびその他必要な費用の支払いを行う。

第17条 休会

- 1 特別な事情により休会する場合は、MiRAi Kids に休会届を届け出なくてはならない。休会期間は原則1か月を限度とする。既払月利用料金については、原則払戻しが出来ないものとする。
- 2 休会は月単位での利用となるため、日割り計算などは行わない。
- 3 休会後の利用再開時においては、6ヶ月を経過するまでは再度休会をすることはできない。ただし、特別な事由がある場合は此の限りではない。
- 4 休会手続きは休会開始の1か月前までに申し出ることとする。

第18条 退会

- 1 退会を希望する者は、原則として、6ヶ月前までに退会届を MiRAi Kids に提出しなければならない。
- 2 既払月利用料及び年会費については払戻しが出来ないものとする。
- 3 原則年間契約とし、6か月未満の解約はできないものとする。

第19条 保険の加入等

予期しない事故などが発生した場合、MiRAi Kids は公的な組織ではないため、その事故責任・賠償などの全責任を負えない恐れがあり、それらを MiRAi Kids ・指導員・保護者・当法人等に求めることは困難である可能性が高いことから、その対応として保護者は所定の共済・損害保険等に必ず加入する。

第20条 変更の届出

会員は、届出会員情報に変更があった場合には、速やかに所定の方法にて MiRAi Kids に変更の届出を行う。

第21条 責任事項

- 1 会員は、自己の責任においてサービスを利用するものとし、そのサービスを利用してなされた一切の行為とその結果について、一切の責任を負うものとする（MiRAi Kids の責任に帰すべき事由による場合を除く）。
- 2 会員は、サービスの利用に伴い、第三者から問い合わせ、クレーム等が通知された場合や他の会員とトラブルが生じた場合は、原則自己の責任と費用をもって処理し解決するものとする。
- 3 会員は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、結果については、自己の責任と費用をもって処理し解決するものとする。
- 4 会員は、サービスの利用により当施設及び商品等又は第三者に対して損害を与えた場合（会員が、この利用約款上の義務を履行しないことにより MiRAi Kids 又は第三者が損害を被った場合を含む。）、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとする。

第22条 サービス内容等の変更

MiRAi Kids は、会員に事前通知した上、サービス内容・名称を変更することができるものとする。

第23条 料金の改定

MiRAi Kids は、会員に事前通知をした上で、経済情勢等の変動又は経営上の都合により入会金、月会費、その他料金を随時改定できるものとする。

第24条 施設の廃止・利用の制限

- 1 MiRAi Kids は、天災地変、法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、経営上の都合その他やむを得ない事由が発生した場合、施設及びサービスの一部を廃止し、あるいは、その利用を制限することができるものとする。また、これに伴って発生する損害につき、補償は一切行わないものとする。
- 2 会員は、前項の場合において、何ら異議を申し立てることができないものとする。

第25条 サービス提供の中止

- 1 MiRAi Kids は、重大な事由等を原因とし運営に支障をきたす場合は、会員に事前通知をした上でサービスの全部又は一部の提供を中止することができるものとする。
- 2 MiRAi Kids は、サービスの提供の中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う会員又は第三者への損害賠償義務を免れるものとする。

第26条 個人情報

1 MiRAi Kids は、会員の個人情報は、以下の目的のためにのみ利用するものとする。

- (1) 会員の本人確認のため
- (2) 入会審査等の手続き
- (3) サービスの提供、イベント、会費等に関する告知
- (4) 緊急時の連絡、問い合わせ、その他諸対応
- (5) その他、会員から得た同意の範囲内での利用

2 MiRAi Kids は、前項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を業務委託先に預託することができるものとする。この場合、業務委託先との契約において本約款に基づく MiRAi Kids の業務と同等の義務を負わせるものとする。

3 MiRAi Kids は、会員の同意を得ることなく、第三者に会員の個人情報を開示、提供しないものとする。

4 前項に関わらず、刑事訴訟法第 218 条（令状による捜査）、その他同法の定めに基づく強制的処分が行われた場合には、MiRAi Kids は、当該処分の定める範囲内で個人情報を開示することができるものとする。

第27条 専属的合意管轄裁判所

会員と MiRAi Kids との間の利用契約に関して訴訟または調停の必要が生じた場合、津地方裁判所または津簡易裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

第28条 雑則

この約款に定めるもののほか、MiRAi Kids の運営上必要な事項は、MiRAi Kids で定める。

附則

令和 5 年 4 月 1 日 施行

本約款は、令和 6 年 4 月 1 日に一部改訂しました。

本約款は、令和 7 年 4 月 1 日に一部改訂しました。